

平成29年第4回芦北町農業委員会総会議事録

・開催日時 平成29年4月12日(水) 午前 9時30分

・閉会日時 平成29年4月12日(水) 午前 11時00分

・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室

・出席委員 24名

1番 宮島 正文	2番 浦川 敬次	3番 竹本 幸哉
4番 田口 宗一	5番 白畑 義美	6番 徳永 修一
7番 下山 國男	8番 一谷 代継	9番 宮原千代子
10番 才守 久	11番 平井 正宏	12番 阪口 修一
13番 立水 庄一	14番 小崎 良一	15番 草野 義雄
16番 蓑田 正志	17番 塚本 壽	18番 松原 茂喜
20番 村上 久廣	21番 田口 昭広	22番 牧 正徳
23番 岡本 辰男	24番 井川 輝征	25番 片山 幸弘

・欠席委員 1名

19番 坂口恵美子

・農業委員会事務局職員 出席者

事務局長 告畑 一彦

事務局次長 川田 康幸 参事 白菊 大志

・議事

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

議案第15号 農用地利用集積計画の審議について

議案第16号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について

報告第9号 農地形状変更申請書の届出について

報告第10号 農地法施行規則第29条の規定による届出について

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による届出について

発言者	要 旨
告畑局長	皆さん、こんにちは。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 それでは、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定してある過半数の出席委員を確認しましたので、只今から平成29年第4回芦北町農業委員会総会を開会いたします。会議進行につきましては、会議規則第5条の規定により片山会長にお願いします。
片山会長	－会長挨拶省略－ それでは、早速、議案審議に入ります。本日の、議事録署名委員は22番：「牧正徳」委員、23番：「岡本辰男」委員にお願いします。なお、19番「坂口恵美子」委員から欠席の報告があがっておりますのでお知らせします。それでは議事に入ります。 議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請書審議」について、農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「未登記整理のため贈与する」譲受人事由は、「未登記整理のため受贈する」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、2ページをおねがいします。申請地は県道沿いで、譲受人が今までも耕作しており無償で譲り渡すということで申請があがっております。 所有権移転の部2番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「相手側の要望により売り渡す」譲受人事由は、「買い受け飼料用作物を作付けする」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、3ページから4ページになります。4ページの上の方をお願いします。譲受人の住所が町外になっておりますけれども、新規就農し畜産経営をしたいということです。譲受人の父が同じ地区で畜産を経営しております。今回申請地を買い受けるということです。 所有権移転の部3番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「県外に移住しており、管理できないので、売り渡す。」譲受人事由は、「自宅から近いので、買い受け経営規模拡大を図る。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、5ページから6ページになります。譲受人は養蜂を営んでおり、買い受け経営規模拡大を図るということでございます。

	所有権移転の部４番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「労力不足のため売り渡す。」譲受人事由は、「買い受け、経営規模の拡大を図る。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、７ページから８ページになります。現場は遊休農地になっており、とりあえずは苗床で利用し、その後野菜や柿を作付けしたいということです。 使用貸借権の部１番、申請地及び貸人、借人の住所氏名は記載のとおりです。貸人事由は、「農業者年金受給のため」借人事由は、「父の農業者年金受給のため」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、９ページから１４ページになります。 議案第１３号「所有権移転の部」１番から４番につきましては、「農地法第３条第２項各号」の不許可要件には該当しませんので、「許可相当」とであると判断します。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。所有権移転の部１番の案件を「１９番の坂口恵美子委員」が欠席ですので、告畑事務局長に説明をお願いします。
告畑局長	こちらの案件につきましては、以前より譲受人が耕作しておりまして、譲受人がきちんと登記をしたいということで、無償贈与となっております。現在も畑として利用しており、何ら問題ないと思います。以上です。
片山会長	２番の案件を「１番の宮島委員」に説明をお願いします。
宮島委員	事務局の説明どおりですが、場所は内野から尾奈古に上がってすぐ左になります。何年か前までは譲渡人が野菜を作っておられましたが、この頃は荒れておりましたので、いいと思います。よろしくお願いします。
片山会長	３番の案件を「２４番の井川委員」に説明をお願いします。
井川委員	事務局が説明したとおり、周りにも迷惑がかからないので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
片山会長	４番の案件を「１７番の塚本委員」に説明をお願いします。
塚本委員	事務局の説明どおりです。よろしくお願いします。
片山会長	使用貸借権設定の部１番の案件を「２１番の田口昭広委員」に説明をお願いします。
田口委員	これは再設定ですので何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 議案第１３号につきまして、ご質疑ありませんか。

	－「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 所有権移転の部１番の案件につきましてついて、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、所有権移転の部１番については、原案のとおり決定しました。 ２番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 ３番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、３番については、原案のとおり決定しました。 ４番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、４番については、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部１番の案件につきましてついて、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、使用貸借権設定の部１番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第１４号「農地法第５条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第１４号「農地法第５条の規定による許可申請書審議」について、農地法第５条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部、１番。申請地及び譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。転用目的は「専用住宅」です。議案資料は、１５ページから１７ページになります。１６ページをお願いします。申請地は右端になりまして、宅地が密集している土地に見えますが、右側が山手側になっておりまして、みかん山が続いており、１０ｈａ以上の広がりがある農地で第１種農地と判断されます。今回は第１種農地でも転用できる特例の集落接続で許可相当であると判断しております。農地法の運用についての制定を配っております。全部で３２ページある資料です。今回の案件は７ページの（ｅ）の所になります。住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものは例外として許可がで

	きるというのを活用して、特例で転用が許可相当であると判断しております。 「集落」とは、相当数の家屋が連たんして集合している区域をいい、また、「集落に接続して」とは、既存の集落と間隔を置かないで接する状態をいう。ということで図面を見ていただくと、町道を挟んでずっと家屋がつながっております、この特例が活用できるということになります。 周囲の状況から、「中山間地域に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の農地」で「第２種農地（その他の農地）」に該当します。 議案第１４号、所有権移転の部１番につきましては、「農地法第５条第２項各号」の不許可要件には該当しませんので、許可相当であると判断します。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 １番の案件を「３番の竹本委員」に説明をお願いします。
竹本委員	事務局からの説明のとおりです。第１種農地ということで事務局でも慎重に検討してもらっておりますので、問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 議案第１４号につきまして、ご質疑ありませんか。 １７番、塚本委員
塚本委員	この件に限ったことではありませんが、土地の利用の仕方で空き家が非常にたくさんあり、どうにもならない状態になりつつあります。さらにきわどいところの判断しなければいけないような農地まで建てていって、空き家になったところをそのまま放置するということについて、町の方針ですよ、大きな方針がどうなっているかということです。今空き家になっている所を利用できるような状態にして、こちらの方はどうですかという状態まで持っていくと、まあ、農地は農地として別の解決方法がある、この農地を使うと他の所もまた家屋が建って放棄された状態の繰り返しになりますので、ここで議論する問題ではないと思いますけれども、検討していただきたいと思います。
片山会長	次長より説明します。
川田次長	役場としては空き家を活用しようということで、平成２６年度から農林水産課主幹で空き家調査を実施して使える空き家を探しました。２０軒ほど町の広報に載せて募集をかけまして、見えそうなものは町のホームページに載せております。実績として２，３件くらいがマッチングしたと聞いております。新規就農者の定住のために農林水産課が担当していました。農地も活用してくださ

	いという方向で。今は企画財政課の方で空き家をどうにかしようということでやっていますし、その他の使えなくなった空き家は処分しようということで働きかけを行っております。以上です。
片山会長	どうですか、塚本委員。
塚本委員	使える分は答弁のとおりで十分いいと思いますけれども、使えなくなったところを処分という所まで行っているみたいですが、権利的な問題は置いておいて、解体して更地にして再利用が可能なところを重点的にやっていくのがいいのではないかと思います。
片山会長	この件につきましては、農業委員会でどうのこうの言っても難しいと思いますので、他の課とも十分協議を重ねて、農業委員会からこういう提案があったということをだして、検討していきたいと思いますので、そういうことでよろしいでしょうか。
塚本委員	その検討の結果も報告していただきたいと思います。
片山会長	農業委員会の総会では、そういう分野に立ち入るべきかなと思いますので、空き家問題につきましては、企画財政課で受け持っておりますので、解決方法まで委員会では難しいと思います。そういう情報なりあったならば皆さんにお伝えしたいと思います。
塚本委員	わかりました。なぜ報告をお願いするかというと、農地のことだけでも提案するけれども、後はどうなったかというのがなかったと思います。だから念を押しているわけです。お願いします。
片山会長	この空き家問題は、塚本委員だけではなく芦北町全体だと思います。そういう問題も農業委員会で出たということは伝えますので。
川田次長	一応報告しておきますけれども、塚本委員と同じ考えです、町の方針も。先程言われたように使えない住宅というのも存在します。壊さないといけないというところについては、個人の財産ですので慎重にならないといけません。危険な住宅についてはおそらく総務課の方で考えている状況です。使えるかどうかの中に入ってみないとわからないので、不動産会社に委託して調査を依頼して、使えるかどうか判断して、使えるような住宅は企画財政課でホームページに載せて募集をかけているような状況です。直接担当課に行って現状を聞かれた方がいいのかなという気はします。
片山会長	塚本委員、よろしいでしょうか。
塚本委員	はい。
片山会長	また、何かありましたら、よろしくお願いします。 他に議案第14号につきまして、ご質疑ありませんか。

	－「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 １番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第１５号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第１２号「農地利用集積計画の審議」について、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画が芦北町長から下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 賃貸借権設定の部、１番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定３年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 ２番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、野菜で、設定期間は、新規設定１年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 ３番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、野菜で、設定期間は、新規設定５年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 ４番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、野菜で、設定期間は、新規設定３年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 ５番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻と野菜で、設定期間は、新規設定５年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 ６番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定３年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 ７番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、再設定３年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 ８番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、再設定３年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

9 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、再設定 5 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

10 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、再設定 3 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

11 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、野菜で、設定期間は、再設定 3 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

12 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、野菜で、設定期間は、再設定 3 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

13 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、飼料用作物とたばこで、設定期間は、再設定 5 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

14 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、再設定 3 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

賃貸借権設定転貸の部 1 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定 1 年 11 ヶ月間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

2 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。設定期間は、新規設定 5 年間。賃借料は、備考欄のとおりです。

3 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定 5 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

4 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。設定期間は、新規設定 8 ヶ月間。賃借料は、備考欄のとおりです。

5 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定 8 ヶ月間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。

6 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。設定期間は、新規設定 10 年間。賃借料は、備考欄のとおりです。

7 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。設定期間

	は、新規設定 10 年間。賃借料は、備考欄のとおりです。 8 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。設定期間は、新規設定 10 年間。賃借料は、備考欄のとおりです。 9 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。設定期間は、新規設定 10 年間。賃借料は、備考欄のとおりです。 10 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。設定期間は、新規設定 10 年間。賃借料は、備考欄のとおりです。 11 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。設定期間は、新規設定 10 年間。賃借料は、備考欄のとおりです。 12 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。設定期間は、新規設定 10 年間。賃借料は、備考欄のとおりです。 13 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。設定期間は、新規設定 10 年間。賃借料は、備考欄のとおりです。 14 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。設定期間は、新規設定 10 年間。賃借料は、備考欄のとおりです。 15 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。設定期間は、新規設定 10 年間。賃借料は、備考欄のとおりです。 使用貸借権設定の部、1 番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定 5 年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。 2 番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定 5 年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。 3 番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定 5 年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。 4 番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、野菜で、設定期間は、新規設定 10 年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。
片山会長	議案第 15 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 「賃貸借権設定の部」1 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－

異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。
3番につきまして、ご異議ありませんか。
－「異議なし」の声あり－
異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。
4番につきまして、ご異議ありませんか。
－「異議なし」の声あり－
異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。
5番につきまして、ご異議ありませんか。
－「異議なし」の声あり－
異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。
6番につきまして、ご異議ありませんか。
－「異議なし」の声あり－
異議なしということですので、6番については、原案のとおり決定しました。
7番につきまして、ご異議ありませんか。
－「異議なし」の声あり－
異議なしということですので、7番については、原案のとおり決定しました。
8番につきまして、ご異議ありませんか。
－「異議なし」の声あり－
異議なしということですので、8番については、原案のとおり決定しました。
9番につきまして、ご異議ありませんか。
－「異議なし」の声あり－
異議なしということですので、9番については、原案のとおり決定しました。
10番につきまして、ご異議ありませんか。
－「異議なし」の声あり－
異議なしということですので、10番については、原案のとおり決定しました。
11番につきまして、ご異議ありませんか。
－「異議なし」の声あり－
異議なしということですので、11番については、原案のとおり決定しました。
12番につきまして、ご異議ありませんか。
－「異議なし」の声あり－
異議なしということですので、12番については、原案のとおり決定しました。

13 番につきまして、ご異議ありませんか。

－「異議なし」の声あり－

異議なしということですので、13 番については、原案のとおり決定しました。

14 番につきまして、ご異議ありませんか。

－「異議なし」の声あり－

異議なしということですので、14 番については、原案のとおり決定しました。

「賃貸借権設定の部（転貸）」1 番につきまして、ご異議ありませんか。

－「異議なし」の声あり－

異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。

2 番につきまして、ご異議ありませんか。

－「異議なし」の声あり－

異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。

3 番につきまして、ご異議ありませんか。

－「異議なし」の声あり－

異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。

4 番につきまして、ご異議ありませんか。

－「異議なし」の声あり－

異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。

5 番につきまして、ご異議ありませんか。

－「異議なし」の声あり－

異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。

6 番につきまして、ご異議ありませんか。

－「異議なし」の声あり－

異議なしということですので、6 番については、原案のとおり決定しました。

7 番につきまして、ご異議ありませんか。

－「異議なし」の声あり－

異議なしということですので、7 番については、原案のとおり決定しました。

8 番につきまして、ご異議ありませんか。

－「異議なし」の声あり－

異議なしということですので、8 番については、原案のとおり決定しました。

9 番につきまして、ご異議ありませんか。

－「異議なし」の声あり－

異議なしということですので、9 番については、原案のとおり決定しました。

10 番につきまして、ご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

異議なしということですので、10 番については、原案のとおり決定しました。

11 番につきまして、ご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

異議なしということですので、11 番については、原案のとおり決定しました。

12 番につきまして、ご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

異議なしということですので、12 番については、原案のとおり決定しました。

13 番につきまして、ご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

異議なしということですので、13 番については、原案のとおり決定しました。

14 番につきまして、ご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

異議なしということですので、14 番については、原案のとおり決定しました。

15 番につきまして、ご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

異議なしということですので、15 番については、原案のとおり決定しました。

「使用貸借権設定の部」1 番につきまして、ご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。

2 番につきまして、ご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。

3 番につきまして、ご異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。

	4 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 16 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
白菊参事	－議案資料により説明－
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 16 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 議案第 16 号につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、議案第 16 号については、原案のとおり決定しました。 次に報告第 9 号「農地形状変更申請書の届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第 9 号「農地形状変更申請書の届出」が下記のとおり提出されたので報告するものです。 1 番。土地及び申請者の住所氏名は記載のとおりです。造成理由は「申請地の一部が低く耕作管理が困難なので、客土して、耕作しやすいようにする。」水田として利用するということです。資料は、18 ページになります。申請地と上の方に書いてありますけれども、下の方が拡大した図面になります。斜線の部分が一部低くなっておりまして、ここを同じ高さに 1.4 m かさ上げして、水田として利用するということです。以上です
片山会長	事務局からの説明が終わりました。現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 1 番の案件を「1 番の宮島委員」に説明をお願いします。
宮島委員	現地は県道の拡張工事にかかりまして、その反対側が 1.4 m くらい低くなっております。ここに廃土をもらってかさ上げするということです。異常ないと思います。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 報告第 9 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第 9 号については、これで終わります。

	次に報告第１０号「農地法施行規則第２９条による届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第１０号「農地法施行規則第２９条第１項の規定による届出」が下記のとおり提出されたので報告するものです。 １番。土地及び申請者の住所氏名は記載のとおりです。転用目的は「農業用倉庫」となっています。資料は、１９ページになります。農機具等を入れる倉庫を作りたいとの事です。
片山会長	現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 １番の案件を「１７番の塚本委員」に説明をお願いします。
塚本委員	この地区が圃場整備をすることになりまして、現在持っている倉庫がその地区内にあるので、こちらの方に移動したいということです。よろしく願いいたします。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第１０号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第１０号については、これで終わります。 次に報告第１１号「農地法第１８条第６項の規定による届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第８号「農地法第１８条第６項の規定による届出」が下記のとおり提出されたので報告するものです。 １番。届出の土地の詳細及び、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。事由は「合意による解約」となっています。合意解約日は備考欄のとおりです。 ２番。届出の土地の詳細及び、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。事由は「合意による解約」となっています。合意解約日は備考欄のとおりです。 ３番。届出の土地の詳細及び、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。事由は「合意による解約」となっています。合意解約日は備考欄のとおりです。 ４番。届出の土地の詳細及び、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。事由は「合意による解約」となっています。合意解約日は備考欄のとおりです。 ５番。届出の土地の詳細及び、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおり

	です。事由は「合意による解約」となっています。合意解約日は備考欄のとおりです。 今回の合意解約は賃借人の労力不足等による解約で、第３者に貸すことも決まっております。皆様にもお願いなのですが、こういう相談があったら積極的にどなたかに話していただければと思っております。こういう情報も事務局の方で管理しており、皆様方に報告したいと思っておりますのでよろしくお願いします。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第１１号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第１１号については、これで終わります。 これで、本日の議案・報告について審議は終わります。 引き続き、その他の連絡事項に入ります。 （１）農業委員会活動記録セットについて （２）農業委員、農地利用最適化推進委員の選任について